

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則
(危機対策課) 一

告 示

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則
(建築宅地課) 二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
(障害福祉課) 四

○土地改良法に基づく農業委員会の交換分合計画の認可
(農村整備課) 四

○保安林の指定の解除
(森林整備課) 五

公 告

○道路の供用開始
(道路課) 五

○県営土地改良事業変更計画の縦覧
(農村振興課) 五

○開発行為に関する工事の完了(二件)
(建築宅地課) 五

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について
(選挙管理委員会) 六

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び政見放送の回数
(公安委員会) 六

公 安 委 員 会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則
(公安委員会) 六

規 則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十一日

○宮城県規則第八十九号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

別表第一号の表防災宮城の項中

固定局
基地局

を

固定局

に改める。

別表第二号の表防災宮城二九、三〇、三二、三三、九〇一〜九〇三、九一〜九一四、九二〇〜九二七、九九一〜九九六の項中

二七、九九一〜九九六の項中

防災宮城二九、三〇、三二、三三、九〇一〜九〇三、九一〜九一四、九二〇〜九二七、九九一〜九九六

を

防災宮城九一四、九二三〜九二六、九九一〜九九六

に

改め、同表同二七の項、同三一の項及び同二六の項を削る。

別表第三号の表防災籠峰山の項、防災青麻山の項、防災大盤平の項、防災雨塚山の項、防災仙台東

の項、防災小々汐の項、防災小池ヶ平の項、防災三門山の項及び防災柳目の項中

固定局
基地局

を

固定局

に改め、同表防災岩湖山の項を削り、同表防災黒森山の項中

固定局

固定局

に改め、同表同の項を削る。

固定局
基地局

を

固定局

別表第四号の表防災宮城一〇一の項、同二〇二〜二〇五、一九一〜一九六の項、防災宮城二〇一の項及び防災宮城二〇二〜二〇三、二九一〜二九六、三〇二〜三〇五、三〇七、三〇八、三九一〜三九

四の項を削り、同表防災仙台の項中

同
同

を

「仙台土木事務所長

仙台市宮城野区幸町四一一二
仙台土木事務所内

に改め、同表防災宮城四〇一の項、同

四〇二〜四一〇、四二二、四九一〜四九四の項、防災宮城五〇一の項及び防災宮城五〇二〜五〇六、

五〇八〜五一二、五九一〜五九六の項を削り、同表防災迫の項中

固定局
基地局

を

「固定局」に改め、同表防災宮城六〇一の項、同六〇二〜六〇七、六九一〜六九六の項、防

災宮城七〇二〜七〇四、七〇六、七九一〜七九六の項及び防災宮城八〇五、八九一〜八九五の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「建築物は」を「特定建築物は」に改め、「用途」の下に「(一)の項に掲げるものを除く。」を加える。

第七条第一項を削り、同条第二項中「昇降機以外の建築設備で特定行政庁が指定するものは、」を「政

令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（昇降機を除く。）は、政令第十六条第一項で定める建築物及び」に、「建築物」を「特定建築物」に改め、同項に次の一号を加える。
四 防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）で前条に規定する特定建築物に設けられたものに限る。）

第七条第三項を削り、同条第二項を同条とする。

第八条の二第一項中「毎年」を「建築設備が設置された日後毎年」に、「建築設備等の設置された日の属する」を「当該日に相当する日の属する」に、「第七条第二項の規定の適用を受ける建築設備」を「政令第十六条第三項第二号に定める防火設備及び第七条の規定の適用を受ける特定建築設備等」に改め、同条第二項中「第七項の規定の適用を受ける建築設備」を「政令第十六条第三項第二号に定める防火設備及び第七条の規定の適用を受ける特定建築設備等」に改め、同条第三項中「建築設備」を「建築設備及び防火設備」に改め、「当該建築設備」の下に「及び防火設備」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 省令第六条の二の二第一項の特定行政庁が定める時期は、法第八十八条第一項に規定する昇降機等が設置された日後毎年（同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、三年ごと）、当該日に相当する日の属する月からその翌々月までの期間とする。

第四十二条第一項中「別記第三十六号の三の二様式及び別記第三十六号の三の四様式」を「別記第三十六号の五様式及び別記第三十六号の十一様式」に改める。

別表第一中

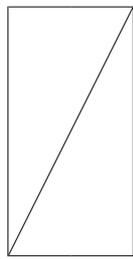
（イ）欄の用途に供する部分
（一）項の場合にあつては
客席の部分に限る。）の
床面積の合計

（イ）欄の用途に供する部分
の床面積の合計

に改め、同表（一）の

項中

避難階以外の階で二百平方メートル以上のもの



に改め、同表（二）の項中「も

の」の下に「避難階以外の階を（イ）欄に掲げる用途に供する建築物で地階又は三階以上の階を当該用途に供するもの（地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。）及び当該用途に供する二階の部分（当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの

のを除く。」を加え、同表(三)の項中

ホテル及び旅館

同

を

三百平方メートル以上又は三階以上の階で百平方メートルを超えるもの(避難階以外の階をい欄に掲げる用途に供する建築物で地階又は三階以上の階を当該用途に供するもの(特定規模建築物を除く。))及び当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもを除く。)

ホテル及び旅館

に改め、同表(四)の項中「(い)欄の」を「(い

欄に掲げる」に改め、「限る。」の下に「避難階以外の階を当該用途に供する建築物で地階又は三階以上の階を高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)(特定規模建築物を除く。))及び当該高齢者、障害者等の就寝の用に供する二階の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のものを除く。」を加え、同表(五)の項中「もの」の下に「(避難階以外の階をい)欄に掲げる用途に供する建築物で地階又は三階以上の階を高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設、老人短期入所施設(これに類するものを含む)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設並びに障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。))の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。))の用途に供するものに限る。」(特定規模建築物を除く。))並びに当該高齢者、障害者等の就寝の用に用途に供する二階の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のものを除く。」を加え、同表(六)の項中「(い)欄の」を「(い)欄に掲げる」に改め、「限る。」の下に「(避難階以外の階を当該用途に供するものであって、三階以上の階を当該用途(学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。))に供するもの(特定規模建築物を除く。))及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方

メートル以上のものを除く。))を加え、同表(七)の項中「展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店」を削り、「(い)欄の」を「(い)欄に掲げる」に、「に限る。」ただし、二階以上の階を百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物であつて、二階以上の階に売場の部分を含まないものを除く。」を「(二階以上の階に売場があるものに限る。))に限る。」(避難階以外の階を当該用途に供する建築物で地階又は三階以上の階を当該用途に供するもの(特定規模建築物を除く。))、当該用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの及び当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のものを除く。))」に改め、同表(八)の項中「(い)欄の」を「(い)欄に掲げる」に改め、同項を同表(九)の項とし、同表(七)の項の次に次のように加える。

(ハ)	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店及び飲食店	千平方メートル以上のもの(二階以上の階をい)欄に掲げる用途に供する建築物で地階又は三階以上の階を当該用途に供するもの(特定規模建築物を除く。))及び当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもを除く。)	同	同	同
-----	------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	---

様式第十五号中

指 定 年 月 日	告示年月日	年	月	日
指 定 番 号	告示番号	第		号
指 定 号	土木事務所受付欄	本	庁	受付欄

を

指 定 年 月 日	告示年月日	年	月	日
指 定 番 号	土木事務所受付欄	本	庁	受付欄
指 定 号				

に改める。

様式第十八号中

「 指 定 年 月 日 年 月 日 指 定 番 号 第 号	告示年月日	年 月 日
	告示番号 第 号	
「 指 定 年 月 日 年 月 日 指 定 番 号 第 号	土木事務所受付欄	本庁受付欄
	本庁受付欄	

を

「 指 定 年 月 日 年 月 日 指 定 番 号 第 号	公告年月日	年 月 日
	土木事務所受付欄	
「 指 定 年 月 日 年 月 日 指 定 番 号 第 号	土木事務所受付欄	本庁受付欄
	本庁受付欄	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 小荷物専用昇降機（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項及び次項において「法」という。）第七条第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する報告に係る改正後の建築基準法施行細則（以下次項において「新施行細則」という。）第八条の二第一項の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間に限り、同項中「建築設備が設置された日毎毎年（同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、三年ごと）、当該日に応ずる日の属する月からその翌々月までの期間とする。ただし、政令第十六条第三項第二号に定める防火設備及び第七条の規定の適用を受ける特定建築設備等については、別表第一(イ)欄に掲げる用途及び同表(ハ)欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表(ニ)欄に掲げる毎年（同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、三年ごと）の期間とする。」とあるのは「平成三十年四月一日から平成三十一年五月三十一日までの期間における小荷物専用昇降機が設置された日に応ずる日の属する月からその翌々月までの期間とする。」とする。

3 防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する報告に係る新施行細則第八条の二第一項の規定の適用については、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、同項中「建築設備が設置された日毎毎年（同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、三年ごと）、当該日に応ずる日の属する月からその翌々月までの期間とする。ただし、政令第十六条第三項第二号に定める防火設備及び第七条の規定の適用を受ける特定建築設備等については、別表第一(イ)欄に掲げる用途及び同表(ハ)欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表(ニ)欄に掲げる毎年（同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、三年ごと）の期間とする。」とあるのは「別表第一(イ)欄に掲げる用途及び同表(ハ)欄に掲げる区域の区分に応じ、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間のそれぞれ同表(ニ)欄に掲げる期間とする。」とする。

4 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇七〇〇四二九	はしもにいほうす 名取市飯野坂一丁目 四一四十三	共同生活援助	社会福祉法人 みのり会	平成二十八年 六月一日

○宮城県告示第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条第八項の規定により、東松島市農業委員会に係る東松島市上区地区の交換分合計画について平成二十八年五月二十七日認可した。

平成二十八年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県松島町松島字東浜四の二〇、四の三二、四の五四、四の六〇

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字小涼七七番地先から同郡同町戸倉字沖田五三番一―地先まで	平成二十八年五月三十一日

公 告

○県営上福田地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができ。

平成二十八年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営上福田地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年五月三十一日から平成二十八年六月二十八日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び美里町南郷庁舎

四 意見書の提出について

- 提出期限 平成二十八年六月二十八日
- 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。
- 送付先 〒九八六―〇八一 宮城県石巻市東中里一丁目四の三十二

電子メールアドレス etingsinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、東松島市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

気仙沼市唐桑町鮎立三十四番一の一部、三十四番八の一部、三十四番十二の一部、三十四番十三、三十四番十五、三十四番十六、三十六番の一部、四十番二の一部、三十四番一地先の道の一部、四十番二地先の道の一部、三十六番地先の水の一部、同上鮎立六十三番一、六十三番二、六十四番

六十六番の一部、六十八番の一部、七十九番の一部、八十番の一部、八十番二、八十番三、八十一番、八十二番一の一部、八十二番二の一部、八十二番三の一部
 気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十八年五月三十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 本吉郡南三陸町歌津字峰畑七十七番の一部、七十九番、八十番一の一部、八十番二の一部、八十二番の一部、八十五番三の一部、八十五番四の一部、八十八番一の一部、百四十四番一の一部、百四十四番三の一部、百四十四番四の一部、百四十四番六の一部、百四十四番二十七の一部、八十五番三地先の水の一部、八十五番四地先の道の一部、同字吉野沢百九十九番一の一部
 南三陸町

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十七号
 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十八年五月三十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫
 別表第一医療法人財団明理会イムス明理会仙台総合病院の項の次に次のように加える。
 同 市青葉区落合四丁目三番一七号
 地方独立行政法人宮城県立こども病院
 附 則

この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
 ○宮選管告示第六十八号

第二十四回参議院議員通常選挙において、宮城県選挙区の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。
 平成二十八年五月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
東北放送株式会社	一	東北放送株式会社	一
株式会社東日本放送	二		

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第9号
 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成28年5月31日

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員長 相澤 博彦

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1項の表中

警 備 部	警 備 課
外 務 部	外 務 課
中 央 部	中 央 課
計 画 部	計 画 課
経 済 部	経 済 課
法 務 部	法 務 課
警 備 部	警 備 課
外 務 部	外 務 課
中 央 部	中 央 課
計 画 部	計 画 課
経 済 部	経 済 課
法 務 部	法 務 課

「 警 備 部 警 備 課
外 事 課
に改」

める。

第9条サニット対策課の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年 6月14日から施行する。